

AI法律相談室



第3回 開発委託時の契約に見るAI特有の問題

ご購入はこちら

晴海パートナーズ法律事務所 弁護士：後藤 大ごとう だい

AIを利用したサービスを発注または受託する場合には、どのような契約を締結するべきでしょうか。ここでは単に開発委託や共同開発契約を締結するだけでは済まない特有の問題があります。

● 開発の前段階

従来型の開発委託契約と異なり、機械学習を用いる場合には、そもそも機械学習に必要なデータが存在しているかどうかという点を検証する必要があります。そのため、発注の前段階として、機械学習が利用可能かというコンサルティング契約や、データの取り扱いについての秘密保持契約、データの利用に関する契約を締結する必要があります。

● 開発におけるデータの取り扱い

データに関して誤解されているところですが、データは、民法という取引の基本となる法律に記載がなく、所有権という概念がありません。そのためデータについては、何のデータなのかという定義からその範囲、帰属、管理、利用権限などについて、契約で定めておくことが必須です。

データの利用に関しては、経済産業省から2017年5月30日に「データの利用権限に関する契約ガイドライン Ver1.0」が公表されています。このガイドラインについては、AIに関連する権利と責任についての記載を追加することなどを目的として、Ver 2.0とすべく改訂作業が始められています。他方で経済産業省は2017年11月に、「データ利活用促進に向けた検討中間報告(案)」を公表しました。これは技術的管理性、限定的な外部提供性(外部の者からの求めに応じて特定の者に対して選択的に提供)、有用性があるデータについて、新しい不正競争行為類型を定めることで、データの不正流通から保護しようというものです。

いずれにせよデータは、個人情報なのか、それ以外のパーソナル・データなのか、オープン・データのかなどの属性によっても取り決めが変わってくる部分があるので、重要だと思われるデータについては契約を締結しておくことが重要になります。

● 開発後の運用

機械学習が利用可能な程度にデータが存在しているということが分かったとしても、開発委託契約または共同開発契約に基づいて機械学習が行われた結果、業務に有効な出力がなされるかどうかについては検証が必要になります。

学習用のデータを用いて学習済みモデルを構築したらすぐに運用できるかという点、そうはなりません。実際に学習済みモデルに新たなデータを適用しながら出力を検証し、チューニングする検証期間を設けておく必要があります。後から契約の範囲がどこまでなのかという紛争を防ぐためにも、この検証期間に対応する部分について契約に盛り込まれているか、発注者側/受託者側ともに注意しておくべきでしょう。

また、どのようなものを開発するかによりますが、開発されたものを利用する上でトレーニングが必要な場合、保守運用以外にも、トレーニングをしてもらう契約が必要な場合も考えられます。

● 専門用語は契約書に定義を記載しておく

ところで、AIについては、さまざまな用語が出てきますが、契約の当事者の間で、これらの意味についての認識が異なっていると、せっかく契約を締結しても、紛争の元が残ってしまいます。

例えば、「学習用データ」、「AIプログラム」、「AIアルゴリズム」、「学習済みモデル」などの用語について、読者の皆さんは、どのようなイメージを持つでしょうか。具体的に共同開発した「学習済みモデル」をどのように保護するか、という契約の条項を考えるときに、学習済みモデルが、

- 単なるパラメータ
- AIプログラムとパラメータの組み合わせとして表現される関数
- AIを利活用したサービス全体

をイメージしているのかで、その規定の仕方も変わってくることになります。そこで、契約を締結する上では、AIに関連する用語について、お互いにイメージに齟齬そごが生まれないように、具体的に定義を記載しておくべきです。なお、内閣の知的財産戦略本部は2017年3月に新たな情報財検討委員会の報告書を公表し、その中で「学習用データ」、「AIのプログラム」、「学習済みモデル」などを定義しています。

なお、特許庁において、請求項が「学習済みモデル」とされながら、プログラムの発明として特許登録された事例もあります。単に形式的に用語を定義することにだけ気をつけるのではなく、実質的な用語の範囲がどこまでなのかを明確にするという点から、定義規定を作成することが重要になります。